

ニセコ町景観条例新旧対照表

現 行	改正後
<p>目次 略</p> <p>前文 略</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>建築物等</u> 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で第55条の規定に基づく規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう</p> <p>(6) <u>広告物等</u> 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件で <u>建築物等</u> 以外のものをいう。</p> <p>(7) <u>関係住民等</u> 開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で規則に定める者をいう。</p> <p>(8) <u>管理不良状態</u> 人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、規則に定めるものをいう。</p> <p>第3条～第27条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開</p>	<p>目次 略</p> <p>前文 略</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>建築物</u> 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。</p> <hr/> <p>(6) <u>工作物</u> 下記に掲げるものをいう。</p> <p><u>ア 門、掘、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの</u></p> <p><u>イ 煙突その他これらに類するもの</u></p> <p><u>ウ 物見塔その他これらに類するもの</u></p> <p><u>エ 通信用鉄塔その他これらに類するもの</u></p> <p><u>オ 彫刻、記念碑その他これらに類するもの</u></p> <p><u>カ その他町長が指定し、告示したもの</u></p> <p>(7) <u>広告物等</u> 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件で <u>前2号に掲げるもの</u> (以下「建築物等」という) 以外のものをいう。</p> <p>(8) <u>関係住民等</u> 開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で規則に定める者をいう。</p> <p>(9) <u>管理不良状態</u> 人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、規則に定めるものをいう。</p> <p>第3条～第27条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開</p>

発事業者」という。)は、当該開発事業を開始する 30 日前までに、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。

(1) 高さ 10 メートルを超える建築物の新築、改築、増築、外観の模様替え又は色彩の変更

(2) 地上 3 階以上かつ延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物の新築、改築、増築、外観の模様替え又は色彩の変更

(3) 高さが 10 メートルを超え、又は築造面積が 1,000 平方メートルを超える工作物の新設及び増設、外観の模様替え又は色彩の変更

(4) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設及び増設(用途の変更により、以下の工場及び事業場になる場合を含む。)

(5) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの(5,000 平方メートル未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

(6) 土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの。(5,000 平方メートル未満であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

第 29 条～第 55 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に法令等に基づき、現に第 28 条に掲げる開発事業に着手している者については、第 29 条から第 39 条までの規定は適用しない。

発事業者」という。)は、当該開発事業を開始する 30 日前までに、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号における改築又は増築にあつては、改築前若しくは増築前の建築物等の高さ又は面積がそれぞれ、各号に掲げる規模を超える場合は、改築若しくは増築に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。

(1) 高さが 10 メートルを超え、又は延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更(改築後、又は増築後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)

(2) 高さが 10 メートル(第 2 条第 6 号のアにあつては 5 メートル)を超え、又は築造面積が 1,000 平方メートルを超える工作物の新設、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更(改築後、又は増築後の高さ又は面積が、当該規模を超えるものを含む。)

(削除)

(3) 環境及び景観に影響を及ぼす恐れのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設、改築、増築又は移転(用途の変更により、指定事業場になる場合を含む。)

(4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの(5,000 平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

(5) 土地の区画変更を伴わなくても、主として建築物の建築の用に供する目的で、当該土地を分割し他の者に販売する事業で、その面積が 5,000 平方メートルを超えるもの。(5,000 平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して 5,000 平方メートルを超えるものを含む。)

第 29 条～第 55 条 略

3 この条例の施行の際、現に表示されている屋外広告物については、第 40 条から第 47 条までの規定は適用しない。

附 則(平成 20 年 月 日条例第 号)  
(施行期日)  
この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。